

## (仮称)「国立市ソーシャル・インクルージョン推進計画」

### ～人権・平和のまちづくりを総合的に推進するために～（素案）の概要

#### 1. 推進計画の位置付け及び経緯

- ・「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（平成30年12月国立市条例第37号。以下「基本条例」という。）第10条第1項に規定する、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）である。
- ・国立市人権・平和のまちづくり審議会に対し、市長から推進計画の策定に関して諮詢（令和5年10月）し、計10回の審議が行われ、令和7年8月に答申を受領した。

#### 2. 推進計画（素案）の主な内容

##### (1) 推進計画の性質

- ①基本条例及び国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針（令和6（2024）年3月策定）が示す理念や内容をより具体的な取組として示したもの。
- ②市が人権施策として取り組む内容を具体的に示すとともに、市が策定する他の行政計画等を推進するに当たっての考え方の基本となるもの。

##### (2) 推進計画の期間

令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間

##### (3) 現状と課題及び主な取組

###### ① 人権意識の醸成のための様々な取組

市立小中学校では、様々な人権課題の当事者等が講師を担う人権出張授業を実施しているが、学校教育以外の場において人権に関する学習や、イベント等に参加した経験がない状況が市民意識調査から判明している。そのため、学校教育における人権教育の充実を図るとともに、様々な人権課題をテーマとした啓発事業の実施、地域における人権教育の取組を推進することが重要である。

また、国、東京都、法務局などの関係機関、団体と連携するほか、市内企業等とも連携した取組を推進する。

###### ② 救済と相談

市民等からの相談については、府内関係部署や関係機関、団体等と連携した上で対応を行っている一方、人権に関する相談窓口については、市民意識調査から市民の認知度がまだ低い状況が判明しており、一層の周知が課題となっている。また、より多様化、複雑化する相談に対応するため、適切な相談体制やインターネット等を活用した利便性の高い相談方法についての検討が必要である。

個別救済の在り方について、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、国の法整備の状況や他の自治体の動向、地域の実情等を考慮し、検討を行う。

### **③インターネット上の人権問題への対応**

インターネット上における人権問題が大きな社会課題となる中、その人権問題への対応が不可欠であり、インターネット上のモニタリングのほか、啓発事業等を実施していく。

### **④人権に配慮した環境整備**

多様な人が地域で暮らすための人権尊重の視点で、ハード面だけでなく、ソフト面での環境整備を推進することが必要である。

性別による差別は、人権課題の背景となっている場合も少なくないため、人権尊重に関する取組の推進に当たっては、様々な課題とジェンダー平等との関係性を認識した上で、意識啓発等の取組を推進することが必要である。

### **⑤平和施策**

平和を特別なものとしてとらえるのではなく、日々の日常の中で当たり前に感じるものとして地域社会に根付かせるための取組が重要である。

戦争体験者が徐々に減少する中で次世代への継承の取組は、特に子どもたちの平和意識醸成の観点からも重要な役割を担うため、今後も継続して推進していくことが重要である。

### **⑥組織内の推進体制**

行政内部の人権意識の高まりが市民への様々な行政サービスに還元できることから、市職員向け研修等を引き続き実施するとともに、市長のリーダーシップの下、推進計画を全庁的に推進することが重要である。

## **3. 策定の進捗について**

- ・推進計画の素案について、令和7年1月26日～12月16日の期間中、パブリックコメントを実施。